

議会運営委員会会議録

平成21年4月2日(木)

(開会) 9:35

(閉会) 9:45

委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

おはかりいたします。芳野委員から欠席する旨の届出がっておりますので、本委員会として芳野委員のかわりに兼本議員を委員外議員として出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。兼本議員、委員席へお座りください。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

平成21年第2回臨時会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

総務課長

お配りしております議案概要で、説明させていただきます。議案第69号、第70号の専決処分の承認につきましては、知法自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い承認を求めるとでございます。議案第69号の飯塚市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴うもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、翌年度の個人の市民税から9万7,500円を限度に控除すること。土地の固定資産税で、現行の負担調整措置を継続すること。上場株式等の配当、譲渡益に対する軽減税率を23年まで延長することが主な内容でございます。議案第70号の飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法の改正に伴うもので、介護分の賦課限度額を9万円から10万円に引き上げること。納税義務者である世帯主等の前年からの所得の状況の著しい変化等がある場合の当該納税義務者を減額措置の対象から除外する措置を廃止すること。上場株式等の配当所得、譲渡損失の損失損益通算に係る保険税の課税の特例を定めることが主な内容でございます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案第69号は総務委員会に、議案第70号以厚生委員会に付託していただいております。以上、ご審議方、よろしく願います。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、人事議案について説明を求めます。

市長

本日提案させていただきます議案第71号の人事議案について説明いたします。議案第71号は、道祖 満監査委員が平成21年3月30日付で辞職されましたので、飯塚市下三緒170番地11藤浦 誠一氏を同委員に選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、人事議案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

議会事務局次長

ただいま説明のありました人事議案1件については、議案の提案理由説明、質疑、委員会付託の後に上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において採決を行い、採決の方法は起立採決としていただいております。

ご審議方よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。人事議案の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩 9 : 4 0

再 開 9 : 4 1

委員会を再開いたします。次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

議会事務局次長

会期及び会議予定について説明いたします。お手元に配付しております「平成21年第2回飯塚市議会臨時会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、4月2日から4月6日までの5日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。また、6日の本会議は、議会選出各種委員等の調整のため、午後1時からといただいております。

ご審議方よろしく願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定についてはそのように決定しました。次に、案件に記載がありませんが、議長及び副議長の辞職については、知法自治法の規定により議会の許可を要しますので、これに伴う議事運営について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議長及び副議長の辞職については、地方自治法第108条の規定により議会の許可が必要でございますので、会期の決定後に、飯塚市議会議長の辞職についてを日程に追加していただき、

辞職の許可を諮っていただいております。次に、辞職が許可された場合がございますが、議長が欠員となりますので、「選挙第1号 飯塚市議会議長の選挙」を日程に追加していただき、議長選挙を行っていただきます。次に、新しい議長が決定されますと、就任あいさつをお受けした後に、「飯塚市議会副議長の辞職について」を日程に追加していただき、辞職の許可を諮っていただいております。次に、辞職が許可された場合がございますが、副議長が欠員となりますので、「選挙第2号 飯塚市議会副議長の選挙」を日程に追加していただき、副議長選挙を行っていただきます。次に、新しい副議長が決定されますと、就任あいさつをお受けした後に、休憩をとっていただきます。休憩中、代表者会議並びに議会運営委員会で議長及び副議長の交代に伴います議席の一部変更などについてご協議をいただき、本会議再開後、議席の一部変更などを議事日程に追加し、おはかりしていただく。このように考えておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議長及び副議長の辞職に伴う議事運営については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議長及び副議長の辞職に伴う議事運営については、そのように決定いたしました。おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることにより決定いたしました。これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。